

四日市市北部墓地公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第9号

四日市市北部墓地公園条例の一部を改正する条例

四日市市北部墓地公園条例（平成15年四日市市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第10条関係）	
区画面積	墓地使用料
(略)	
6 m ²	975,000円
6 m ² 超	6 m ² の金額に、6 m ² を超える面積1 m ² 当たり162,500円を加算した金額

改正前	
別表（第10条関係）	
区画面積	墓地使用料
(略)	
6 m ²	975,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(環境部生活環境課)